

(目的)

第1条 この規則は、私立の特定子ども・子育て支援施設等のうち幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）、私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）又は幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じた補助金を交付し、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）をいう。
- (2) 幼稚園類似施設 東京都が私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（58総学一第138号昭和58年7月12日総務局長決定。以下「都要綱」という。）別表第1に定める幼稚園類似の幼児施設の認定基準に従い東京都知事又は市長が認定する施設をいう。
- (3) 私立の特定子ども・子育て支援施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第10項に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (4) 私立の特定教育・保育施設 法第27条に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (5) 小学校就学前子ども 法第30条の4第1項第1号から第3号までに掲げる小学校就学前子どもとして同法第30条の5に定める認定を受けた園児又は法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第20条第4項に定める認定を受けた園児（以下「教育・保育給付1号認定子ども」という。）をいう。ただし、法第28条第1項の定めにより特例施設型給付費を支給される場合には、これらの者も含めることができる（教育・保育給付1号認定子どもに適用される利用者負担額が適用される場合に限る。）。
- (6) 設置者 私立幼稚園、私立の特定教育・保育施設又は幼稚園類似施設（以下「私立幼稚園等」という。）を設置し、その経費を負担する者をいう。
- (7) 園児 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による市の住民基本台帳に記録されている者で、私立幼稚園等に在籍する満3歳から小学校に就学する

までのものをいう。

- (8) 利用者負担額 法第27条第3項第2号又は同法第28条第2項各号に掲げる額をいう。
- (9) 特定負担額 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に定める額をいう。
- (10) 保護者 園児と同一生計にあり、当該園児の保育料又は特定負担額（以下「保育料等」という。）を納入する義務を負う者をいう。

第3条 削除

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 私立幼稚園に在籍する園児の保護者であって、保育料等を納入したもの
- (3) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市税をいう。）の滞納がない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 私立幼稚園等（幼稚園類似施設を除く。） 園児1人に対する月額4,000円に都要綱に定める補助単価を合算した額とする。
- (2) 幼稚園類似施設 都知事が認定する施設は都要綱に定める額とし、市が認定する施設は別表第1に定める額とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、次に掲げるとおり補助額を算定するものとする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者が負担する保育料（保護者が納付すべき入園料と年間の保育料の合算額から法第30条の11に規定する施設等利用費の額を減じた保護者が負担する保育料月額をいう。以下この号において同じ。）の月額が、前項第1号に規定する補助額の月額に満たないときは、当該保育料の月額を補助金の額とする。
- (2) 教育・保育給付認定保護者が負担する特定負担額の月額が、前項第1号に規定する補助額の月額に満たないときは、当該特定負担額の月額を補助金の額とする。
- (3) 幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者が負担する保育料の月額が、前項第2号に規定する補助額の月額に満たないときは、当該保育料の月額を補助金の額とする。

3 前各項に定めるもののほか、補助金の額は、都要綱及び当該年度の私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金取扱要領により算定するものとする。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は、私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に当該年度の区市町村民税課税（非課税）証明書又は区市町村民税納税通知書の写し及び別表第2に定める書類を添えて、別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する添付書類については、公簿等により確認することができるときは、当該添付書類の提出を省略することができる。

3 第1項に規定する期日後に入園又は転入により補助金の交付を申請する場合は、当該年度内において速やかに行わなければならない。

（補助金に関する調査等）

第7条 市長は、補助金に関し必要と認めるときは、保護者及び設置者に対し、報告を求め、又は自ら調査することができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により保護者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により補助金を交付することを決定したときは、第5条に規定する補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付に際し、設置者に対し入園料・保育料等納入済証明書（別記様式第4号）の提出を求め、保護者が保育料等を納入していることを確認するものとする。

3 補助金は、前期と後期に分けて交付するものとする。この場合において、前期は4月から8月分までを交付し、後期は9月から3月分までを交付するものとする。

（補助金の返還命令等）

第10条 市長は、保護者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 施行日から外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止の日の前日までの間における第2条第7号及び第4条の規定の適用については、これらの規定中「住民基本台帳に記録されている者」とあるのは「住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項の規定による外国人登録原票に登録されている者」とする。
- 3 平成24年度に限り、第5条に規定する補助金の額は、同条第1号中「当該年度の補助限度額」とあるのは「当該年度の補助限度額に私立幼稚園就園奨励特別補助金交付要綱（平成24年7月12日生私振第574号）に規定する補助金額を加えた額」と、同条第2号ただし書中「私立幼稚園就園奨励費補助金の額」とあるのは「私立幼稚園就園奨励費補助金の額及び私立幼稚園就園奨励特別補助金交付要綱に規定する補助金額」とする。
- 4 福生市私立幼稚園児保護者補助金交付規則（昭和47年規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成26年3月13日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月27日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の福生市私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金交付規則の規定は、令和元年10月以後の月分の補助金について適用し、同年9月分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月29日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の福生市私立幼稚園等の園児の保護者に対する補助金交付規則第5条(同条第2号を除く。)の規定は、令和3年9月以後の月分の補助金について適用し、同年8月分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月30日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、必要の修正を加え、なお使用することができる。